

広島県告示第八十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

田原A地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
呉市	音戸町田原二丁目	三七六八番五	標柱一号
		三七九八番	標柱二号
		三七九九番地先道路敷	標柱三号
		三八〇三番	標柱四号
		三八〇四番	標柱五号
		三七六六番二	標柱六号